

山形県地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県産農林水産物を活用した新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を図るため、第2条に掲げる事業者が県産農林水産物を活用した新商品や新サービス等の開発を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱（令和3年3月29日付け2食産第6806号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で当該事業者に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国要綱第4第1項第2号で定義するプラットフォームの参画者であって、国要綱第5第2項に該当し、国要綱別記に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 次条の規定により事業実施計画の承認を受けた者であること。

(事業実施計画の承認)

第3条 補助事業者は、第5条第1項の交付申請書の提出より前に、事業実施計画書（国要綱別記様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(交付の対象及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、事業の内容、当該区分ごとの補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。なお、補助対象経費は、交付決定日以降の事業実施に要する経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合には、補助事業者は、その理由を明記した交付決定前着手届出書（国要綱別記様式第3号）を知事に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- 3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費

税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第6条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項に定める交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、前条第2項ただし書に基づく交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

- 第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- （1）別表の区分1及び2の相互間における経費の30%を超える増減
 - （2）事業費の30%を超える増減
 - （3）事業の追加、中止又は廃止を伴う変更
 - （4）補助金額の増を伴う変更
- 2 補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の内容の変更、中止及び廃止について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（国要綱別記様式第4号）を提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。
 - 4 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
 - 5 規則第7条第1項第2号の規定に定める知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
 - 6 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在における補助事業の実施の状況について、補助事業等状況報告書（規則別記様式第2号）に事業の実施状況がわかる書類を添付の上、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。
 - 7 規則第7条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。
 - （1）規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
 - （2）この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。
 - （3）補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付す

ことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (4) 補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（国要綱別記様式第12号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。なお、補助事業者が委託して行わせることができる範囲は事業費の2分の1までとする。

（実績報告）

第8条 補助対象事業の実施期限は、補助事業実施年度の2月末までとし、規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 収支精算書（別記様式第2号）
 - (3) 補助対象経費の支出を証する書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し
 - (4) 事業実施の内容及び成果（開発商品等）がわかる資料、パンフレット、写真等
- 2 前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書の交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定に基づき減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第4号）を用いて速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の再確定）

第9条 補助事業者は、規則第15条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条第1項の規定に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第15条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（収益納付）

第11条 補助事業者は、補助事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、当該事業の収益の状況について、収益状況報告書（国要綱別記様式第10号）により知事に報告しなければならない。

2 前項により報告を受け、国と協議した結果、相当の収益が生じたと認められる場合は、当該収益の一部又は全部を県に納付させることがある。

（事業実施状況及び事業の評価の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の成果目標の達成に向けた事業実施状況及び成果目標の達成状況についての自らの評価を、事業実施状況及び評価報告書（国要綱別記様式第14号）を作成し、補助事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年6月末までに知事に提出することとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月23日から施行する。

別表

区分	事業の内容	補助対象経費	補助金の額
1 新商品等の開発	<p>山形県地域食品産業連携プロジェクトにおいて組成された新商品や新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等</p> <p>なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合わせたより良いものに開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。</p>	<p>新商品等の開発に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等企画・実証・開発費（データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料、資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等） 	<p>定額 (2,000千円以内)</p>
2 販路開拓の実施	<p>1で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展</p>	<p>販路開拓の実施に係る経費</p> <p>ア. 消費者評価会実施費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料 ・資料印刷費 ・アンケート調査票印刷費 ・集計整理賃金等 <p>イ. 販売促進展開費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出展料 ・出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。） ・商品紹介資料印刷費 ・展示品輸送費 ・インターネットを活用した試験販売費 ・消耗品費等 	

山形県知事 氏 名 殿

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付申請書

標記補助金について、〇〇円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

山形県知事 氏 名 殿

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金状況（又は実績）
報告書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって交付の決定の通知があった標記補助金について、山形県補助金等の適正化に関する規則第 12 条（又は第 14 条）の規定により、その状況（又は実績）を関係書類を添付して報告する。

別記様式第1号

事業計画（実績）書

設立年月日	
申請者の営む 主な事業	
補助事業等 の内容	
補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）	
備考	

- 注 1 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあつては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
- 3 「補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）」欄には、交付申請においては補助事業等の実施により見込まれる具体的な効果を、実績報告においては補助事業等の実施により得られた具体的な成果を記載すること。

別記様式第2号

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
県補助金				
自己負担金				
その他				
合 計				

2 支出の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
合 計				

- (注) 1 収入と支出の金額が一致するように作成すること。
 2 必要に応じて、行を追加すること。
 3 収支予算書には、「精算額」「増減」の欄は空欄とすること。
 4 収支精算書には、「精算額」「増減」の欄を実績に基づき記入すること。
 5 補助金交付申請時は、補助金の交付先となる口座の通帳（表紙及び表紙中）のコピーを添付すること。
 6 収支精算書には、支出の状況を確認できる証拠書類の写しを添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域食品産業連携プロジェクト推進事業遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業の遂行について指示を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により報告します。

記

- 1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由

- 2 遂行状況
別紙のとおり

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で額の確定の通知があった標記補助金について、山形県
地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1	規則第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金概算払請求書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
今回概算払請求額	円

(概算払が必要な理由)

(振込先)

金融機関名： _____

支 店 名： _____

種 別： _____

名義人氏名： _____

別記様式第3号（第12第2項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金
交付決定前着手届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

事業に着手した後は、交付決定を受けるまでは、事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第12第2項の規定に基づき届け出る。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業費（円）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前に事業に着手する理由

別記様式第4号（第14第1項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇したいので、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第14第1項の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第2号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあつた資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 10 号（第 23 第 1 項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があつた地域食品産業連携プロジェクト推進事業に関する〇〇年度の収益の状況について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第23第1項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 報告内容

1	間接補助事業者の名称						
2	会計年度(決算期間)	年 月 日 ~		年 月 日			
3	事業(新たなビジネス)の概要						
4	事業で取り組んだ新商品名等						
5	事業実施期間	年 月 日 ~		年 月 日			
6	販売実績、費用等						
	項 目	事業実施年度	事業年度 (1年目)	事業年度 (2年目)	事業年度 (3年目)	累計額	備考
(1)	事業に係る特許権等の収益の額(円)	—					
(2)	事業による成果の供与による収益の額(円)	—					
(3)	事業により開発された商品の売上高(販売実績)の額(円)	—					ΣA_i
(4)	(3)の売上高を得るために要した費用の額(本事業実施に要した費用除く。)(円)	—					ΣE_i
(5)	本事業実施に要した費用の額(円)						C
(6)	補助金の確定額(円)		—	—	—		D
(7)	納付額(円)	—					E
(8)	納付すべき事業収益額(円)	—	—	—	—		E_i
7	収益の状況に関する事項	—					
8	事業継続に関する事項	—					

2 添付書類

事業により開発された商品に係る売上高及び費用に関する資料等（貸借対照表及び損益計算書等）

- (注) 1 この報告書は販売実績等の有無にかかわらず、事業終了年度の翌年度から3年間の状況を、決算期ごとに（半年決算の場合にあっては、下半期の決算の終了後ごとに）提出すること。
- 2 「6 販売実績、費用等」の欄には、本事業に係る報告対象年度の以前から販売実績等がある場合には、当該販売実績等を合計して記入すること。
- 3 「(1) 事業に係る特許権の収益の額」の欄には、事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定による収益の額を記入すること。
- 4 「(3) 事業により開発された商品の売上高（販売実績）の額」の欄には当該年度の売上高を記入すること。
- 5 「(4) (3) の売上高を得るために要した費用の額（本事業実施に要した費用除く。）」の欄には、当該年度の売上高を得るに要した費用（製造原価、販売費および一般管理費等）を記入すること。
- 6 「(5) 本事業実施に要した費用の額」の欄について、「事業実施年度」の欄には、本事業による新商品開発及び当該新商品の改良に要した交付対象事業費のほか、これを補完するため自己負担により行われた新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用等を、「事業年度（1年目）～（3年目）」の欄には、事業終了後に、自己負担により行われた新商品の改良に要した費用等を記入すること。
- 7 「(6) 補助金の確定額」の欄には、本事業の交付金の確定額を記入すること。
- 8 「(7) 納付額」の欄には、当該年度に納付した額を記入すること。
- 9 「(8) 納付すべき事業収益額（E_i）」の欄には計算式 $[E_i = \{(\sum A_i - \sum E_i) - (C - D)\} D / C - E]$ を用いて算出した額を記入すること。
- 10 「7 収益の状況に関する事項」の欄には、収益の状況について記載すること。収益が上がりなかった場合、その要因について売上と費用の両面から分析を行い、収益の発生に向けた改善策について具体的に記載すること。
- 11 「8 事業継続に関する事項」の欄には、事業の継続方針を記載すること。新しいビジネス（間接補助事業）を中止した場合は中止した期日を記載すること。
- 12 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 13 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 14 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（間接）補助事業者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

番 号
年 月 日

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業実施計画書
(新たなビジネスの支援)

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第 26 第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

(注) 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の社会的課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組（新商品等の企画・実証・開発、消費者評価会の実施、販売促進展開）及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組とスケジュールを記載すること。

2 事業実施主体等

(1) 事業実施主体及び共同で事業を実施する事業者

	名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
①					
②					
③					

注1：プラットフォームの参加者である1次産業、2次産業、3次産業の各段階において、それぞれ1者以上、計3者以上が共同で事業に取り組むこと。

注2：欄が不足する場合は適宜、番号を付して欄を設けること。

(2) 事業の実施に当たっての連携者

名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割

注：事業の実施にあたり連携する事業者や関係者を記載する。特に、イノベーションの創発、バリューチェーンやサプライチェーンの構築にあたり、連携する者があれば記載すること。

3 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
	第3年度 (年)	第4年度 (年)	目標年度 (年)

注：事業期間（3年から5年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

(3) 成果と効果の検証方法

※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。
※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。

4 事業内容

(1) 事業戦略（ビジョン）の概要

(2) 新商品・新メニュー・新サービス等の概要

新商品等名	概要
	※事業の内容、新商品等の内容、ターゲットとする顧客・市場、市場・顧客ニーズ、新規性・独自性・ノウハウ、市場・顧客規模と市場特性、競合状況と競争力、マーケティング、考えられるリスク等を記載する。

	イノベーションの内容

(3) 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの内容

--

(4) 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの内容

--

(5) 新商品等開発・販路開拓の取組内容

ア 新商品開発の実施

(ア) 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

(ウ) 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象 機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン/日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注1：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注2：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

イ 販路開拓の実施

(ア) 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

(イ) 試験販売等の実施

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(ウ) 商談会等への出展

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(6) 売上計画の概要

新商品等名	事業実施 年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)	第4年度 (年)	第5年度 (年)	目標年度/ 第2年度
						%
計						

5 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考 (員数等の根拠等)
		円	円	
新商品等企画・実証・開発費				
消費者評価会実施費				
販売促進展開費				

合計		
交付金額		

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

6 添付書類

(1) 事業実施主体のうち申請者の概要

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

(2) みどりの食料システム法に基づく基本方針において示された、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組に係る別紙チェックシート

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、都道府県知事の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

<参考サイト>

みどりの食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

別紙 環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)	1 適正な施肥
(1)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合のみ

	申請時 (します)	2 適正な防除
(2)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） ※農産物等の調達を行う場合のみ

	申請時 (します)	3 エネルギーの節減
(3)	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
(4)	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
(5)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	4 悪臭及び害虫の発生防止
(6)	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める ※肥料・飼料等の製造を行う場合のみ

	申請時 (します)	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
(7)	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
(8)	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	6 生物多様性への悪影響の防止
(9)	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
(10)	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ

	申請時 (します)	7 環境関係法令の遵守等
(11)	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
(12)	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
(13)	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
(14)	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ
(15)	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注) 1 第7第2項及び第26第3項の規定による事業実施計画の提出に当たっては、該当する項目の「申請時（します）」欄の「□」にチェックすること。

2 (12) の「関係法令」とは、以下に掲げるもののうち該当するものをいう。

- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

別記様式第 14 号（第 27 第 1 項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業の事業実施状況及び評価報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第27第1項に基づき、下記のとおり報告する。

記

定量的な成果目標						
区分	総事業費	補助金				完了年月日
		補助金	都道府県費	市町村費	その他	
〇〇事業	円	円	円	円	円	

年度	事業実施主体の自己点検結果及び自己評価	計画時の目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (C)	事業実施状況概要
目標年度					
実績 (初年度)					
実績 (第 2 年度)					
実績 (第 3 年度)					
実績 (第 4 年度)					
実績 (第 5 年度)					

- (注) 1 「事業実施主体の自己点検結果及び自己評価」の欄には、事業実施計画書に掲げた成果目標の達成状況（経過年度の進捗状況）について、自己評価と取組状況（取組、課題とその解決方法、改善状況等）を記載すること。
- 2 「達成率」の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の目標値に対する実績値の比率を記載すること。
- 3 「事業実施状況概要」の欄には、別記様式第 13 号の 1（3）事業の実施方針（取り組み内容とスケジュール）を簡潔に記載すること。